

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部改正について

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

熊本市地域コミュニティセンター条例（平成4年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 熊本市杉上地域コミュニティセンター | 熊本市南区城南町高476番地1 |
| 熊本市桜木東地域コミュニティセンター | 熊本市東区花立6丁目17番43号 |
| 熊本市大和地域コミュニティセンター | 熊本市北区植木町大和70番地 22 |
| 熊本市田迎地域コミュニティセンター | 熊本市南区出仲間8丁目1番16号 |
| 熊本市桜井地域コミュニティセンター | 熊本市北区植木町滴水2190番地 2 |
| 熊本市田原地域コミュニティセンター | 熊本市北区植木町富応1578番地 |
| 熊本市田底地域コミュニティセンター | 熊本市北区植木町正清536番地 |
| 熊本市山本地域コミュニティセンター | 熊本市北区植木町内1449番地 |

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市杉上地域コミュニティセンタ

一、熊本市桜木東地域コミュニティセンター、熊本市大和地域コミュニティセンター、熊本市田迎地域コミュニティセンター、熊本市桜井地域コミュニティセンター、熊本市田原地域コミュニティセンター、熊本市田底地域コミュニティセンター及び熊本市山本地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提出理由)

地域コミュニティセンターの新設をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。